

計画策定の趣旨等について

1 計画策定の背景と趣旨

近年、障害のある方の高齢化と障害の重度化が進む中で、障害福祉のニーズはますます複雑多様化しており、すべての障害のある方が、地域で安心して生活できるまちづくりが求められています

国の基本指針では、直近の障害者施策の動向等を踏まえ、令和3年度から令和5年度までの第六期障害福祉計画及び第二期障害児福祉計画の策定に当たり、障害福祉人材の確保や障害者の社会参加を支える取組が盛り込まれるなどの見直しがされました。

本市では、平成30年3月に策定した「第5期刈谷市障害福祉計画・第1期刈谷市障害児福祉計画」の計画期間が令和2年度をもって終了することから、障害者施策を引き続き計画的に推進していくため、新たに令和3年度を初年度とした「第6期刈谷市障害福祉計画・第2期刈谷市障害児福祉計画」を策定するものです。

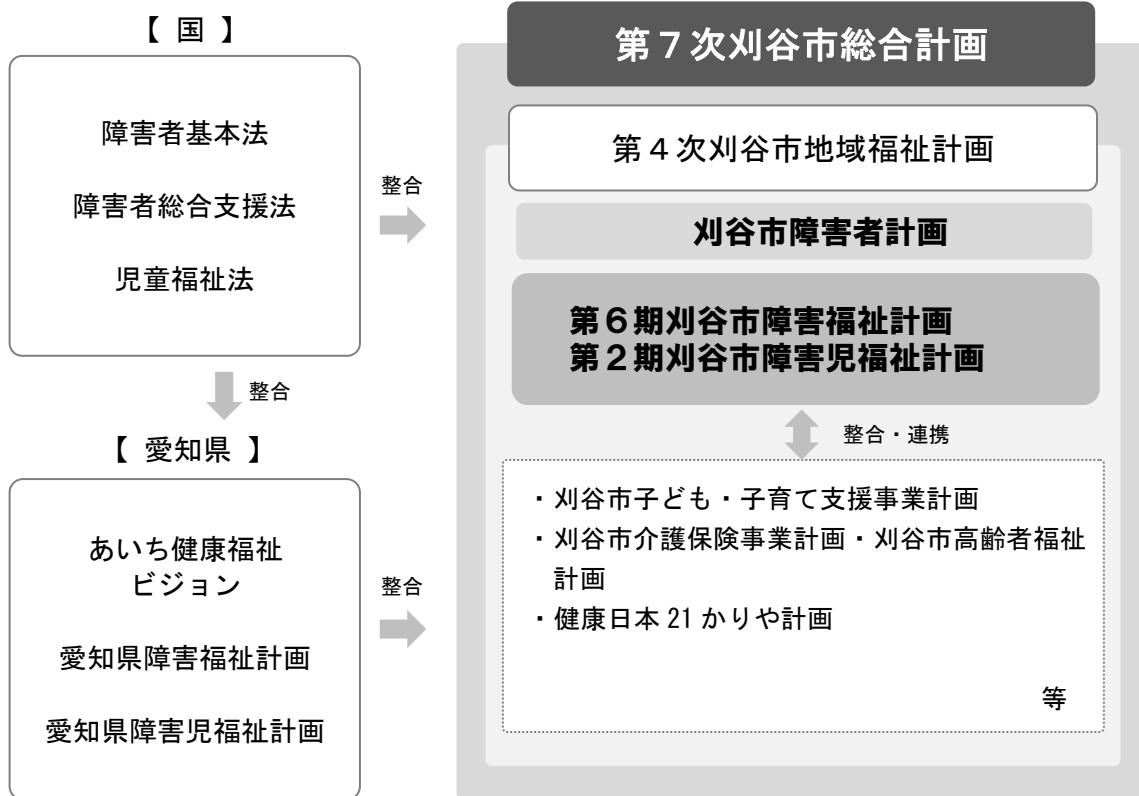
2 計画の位置付け

障害者基本法に基づく障害者のための施策に関する基本的な計画である障害者計画と、障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスの提供等を円滑に実施するための障害福祉計画及び児童福祉法に基づく障害児通所支援等の提供等を円滑に実施するための障害児福祉計画があります。

- ① 障害者計画（障害者基本法第11条第3項）【現在計画期間中：H30～R5】
⇒主に障害者施策の基本的な考え方と施策の方向性を定める
- ② 障害福祉計画（障害者総合支援法第88条第1項）【今回策定】
⇒主に障害者施策の数値目標と障害福祉サービス等の必要な見込量を定める
- ③ 障害児福祉計画（児童福祉法第33条の20第1項）【今回策定】
⇒主に障害児施策の数値目標と障害児通所支援等の必要な見込量を定める

障害者総合支援法等において、市町村は、国が定める「基本指針」に即して障害福祉計画及び障害児福祉計画を定めるものとされており、これらは一体のものとして作成することができるものと定められています。

■計画の関連イメージ



3 計画の期間

「第6期刈谷市障害福祉計画・第2期刈谷市障害児福祉計画」は、国の基本指針に基づき、令和3年度から5年度までの3年間を計画期間とします。

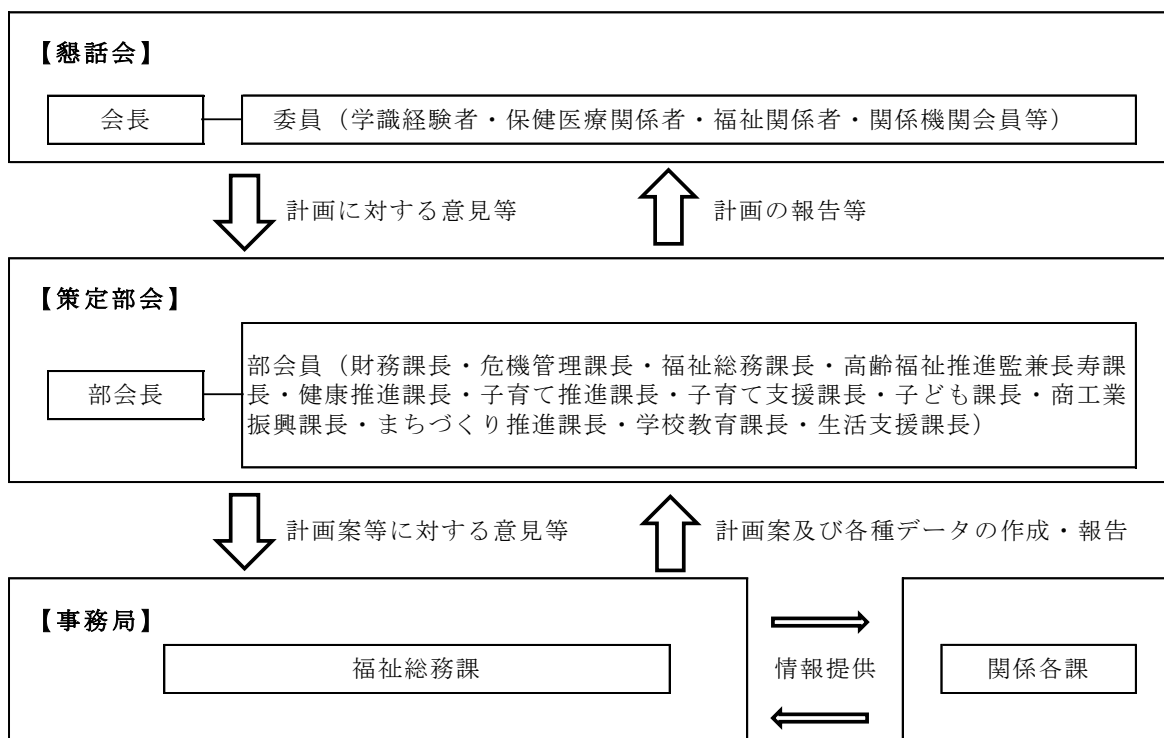
H30	H31/R1	R2	R3	R4	R5
刈谷市障害者計画					
第5期 刈谷市障害福祉計画			第6期 刈谷市障害福祉計画		
第1期 刈谷市障害児福祉計画			第2期 刈谷市障害児福祉計画		

【計画の概要】

<p style="text-align: center;">障害福祉計画・障害児福祉計画</p> <p style="text-align: center;">第1章 計画の概要</p> <p style="text-align: center;">第2章 成果目標の設定</p> <p style="text-align: center;">第3章 障害福祉サービス等の見込み</p> <p style="text-align: center;">1 障害福祉サービスの見込み</p> <p style="text-align: center;">2 地域生活支援事業の見込み</p> <p style="text-align: center;">3 障害児通所支援等に関する サービスの見込み</p> <p style="text-align: center;">計画の推進体制</p> <p style="text-align: center;">資料編</p>

4 計画の策定体制

計画の策定にあたり、障害者施策に関係する部署と連携及び調整を図る組織として、「刈谷市障害福祉計画・刈谷市障害児福祉計画策定部会」を設置し、協議するとともに、学識経験者等で構成する「刈谷市障害者計画・刈谷市障害福祉計画・刈谷市障害児福祉計画懇話会」において、協議を行う。



策定スケジュール

	令和2年度											
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
アンケート実施・分析				○								
策定部会				○			○			○		
懇話会					○		○			○		
中間報告								○				
最終報告											○	
パブリックコメント									○			
報告・市民公表												○